

本町会共同施設管理規約

高山本町会商店街振興組合

(目 的)

第1条 本規約は、アーケード・街灯・カラー舗装・放送設備等（以下本町会共同施設と呼ぶ。）の建設及び管理において必要な事項を定め、もって本町会共同施設設置事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(本町会共同施設の保有及び管理)

第2条 本町会共同施設は組合の繁栄を期し、かつ顧客ならびに一般市民の便益のために組合において建設し、建設完了後は組合がこれを保有し、その維持管理にあたるものとする。

(管理委員会)

第3条 組合は、本町会共同施設の管理を行うため、本町会共同施設管理委員会以下「管理委員会」という。)を置く。

管理委員会は、次の職務を行う。

- (1) 本町会共同施設の維持に必要な管理
- (2) 建設費及び管理費の算定
- (3) アーケード・カラー舗装の所在する公共歩道に面した建物内にて、

販売業その他の事業を営む者及びその家主（以下「使用者」とい

う。）の変更の認定

- (4) 管理費の変更
- (5) 義務違反者に対する賠償額の決定
- (6) 前各号の他、本町会共同施設の管理に必要と認めた事項

(管理委員の任命及び任期)

第4条 管理委員会は、代表理事を委員長とし、組合役員で次の通り構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 会計委員 1名
- (3) 委員 5名

管理委員の任期は2年とし、2月1日に始まり翌年の1月31日に終わるものとする。

(資金の調達)

第5条 組合は本町会共同施設のため、その必要資金を金融機関及びその他より借入れすることができる。

組合は、本町会共同施設建設のために組合員以外の中から寄付金その他の援助を受けることができる。ただし、これらの援助を受けた場合も、その者に対し特別の利益の供与はしないものとする。

（建設費）

第6条 本町会共同施設の建設費（建設費及び借入金利息ならびに一切の付帯費を含む。）は、別に定める方法に従い管理委員会が算定する。

（管理費）

第7条 本町会共同施設の維持管理に要する費用は、別に定める方法に従い管理委員会が算定する。

第8条 第6条及び前条により算定された費用は、本町会共同施設管理費として毎月その使用者が負担するものとする。

本町会共同施設管理費の算定方法は、使用者の店舗間口を基準として総会において決定する。

本町会共同施設管理費は、本町会共同施設建設借入金完済後といえども、本町会共同施設の維持管理及び保存のために必要な範囲で使用者より徴収するものとする。

（使用者の負担）

第9条 本町会共同施設管理費は、原則として本町会共同施設の建設完成時の使用者が負担するものとする。

（使用者の変更）

第10条 本町会共同施設の使用者が、移転・廃業・営業の譲渡、又は組織変更等の理由により変更する場合には、予め組合の許可を得て、組合の定めた月までの管理費は現使用者が負担するものとする。

（管理費の変更）

第11条 本町会共同施設の使用者に、店舗の拡張又は縮小及び業種の変更等、重大な変化があった場合には、その使用者の申請又は組合の調査により組合の査定を得て、その管理費の変更をすることができる。

（使用者の保全義務）

第12条 使用者は、本町会共同施設の維持保全のため管理委員会の指示に従い次の通り工事業者を指導しなければならない。

（1）本町会共同施設の使用者が店舗の拡張又は改築等を行うに際して、本町会共同施設が障害を来し、一時本町会共同施設の撤去及び復旧が必要とされる場合は、1ヶ月以前に管理委員会に申し出て承認を得るものとする。又その工事に関する許可関係については組合を

通じ関係官庁の許可を得た上で行う。

- (2) 取壊し、取外した時の現状復帰は、現行の本町会共同施設装の材料、色等は仕様・材質とも同一の物で修復しなければならない。
- (3) 取壊し、取外した時の修復工事は管理委員会の指定した工事業者に施工管理を依頼し、その指図に従わなければならない。
- (4) 管理委員会は、工事業者より工事完了の報告を受けた時は工事完了の点検をしなければならない。
- (5) 取壊し、取外した者は工事完了より3ヶ月は、その工事等に対し責任を負わなければならない。万一異常が生じた場合も第12条第3項に準ずる。

第13条 本町会共同施設の維持保全のため、使用者は次の行為をしてはならない。

- (1) アーケードをあげること
- (2) アーケードの上に物品をのせること
- (3) アーケードからの雨水の排水の流れを妨げること
- (4) 積雪期においては、アーケード構造上の配慮から、各店の屋根の雪については各自で責任を持って除雪し、その除雪した雪をアーケードに下ろしたまま放置する事をしない。

尚、積雪期において、アーケード構造上の強度を越える積雪がある時、もしくはそれが予想される時点で、組合が責任を持って除雪対策をとるものとする。

- (5) 前各号の他、本町会共同施設の維持保全を妨げる一切の行為
- 前項の保全義務に違反して本町会共同施設を損傷せしめた使用者は、これにより生じたすべての損害を賠償する責に任ずる。

(工事に係る念書、保証金)

第14条 管理委員会は工事の程度により、管理委員会の承認した工事の事前に、念書及び保証金を預託させる事が出来る。ただし、保証金は無利子とする。その場合

- (1) 保証金は、第12条の手続き完了後3ヶ月間、管理委員会が保管する
- (2) 保証金は、第12条に基づいた工事がなされない時は、管理委員会によりその保証金で工事を行い、工事費の残金がある場合は返却する。
- (3) 前項の工事を行い不足額が生じた時は、その当事者が速やかに現金で不足額を管理委員会に支払わなければならない。

(カラー舗装の保護)

第15条 カラー舗装保護のため、下記車両の運行については管理委員会に届けて承認を得なければならない。

- (1) 2トン車以上の車両が歩道に乗り上げる場合

(使用者の遵守事項)

第 16 条 本町会共同施設の構造上の留意点及び清掃

- (1) アーケード・カラー舗装に損傷が発生した場合は、速やかに管理委
員会に報告し、その原因者に復旧させること
- (2) 電力会社、N T T、都市ガス、有線放送、T V 共聴、装飾業者等の
工事にあたっては必ず立会いを行い、設備・機能に支障のないよう
指導すること
なお、アーケード上部で工事の場合、作業員に管理委員会指定の
腕章を着けさせなければならない。

第 17 条 本町会共同施設の清掃及び使用上の禁止事項

- (1) アーケード・カラー舗装の清掃については次の通り実施する
カラー舗装の洗浄 毎週 1 回及び随時実施
カラー舗装の清掃 毎日開店時及び随時実施
アーケードの清掃 少なくとも半年毎に実施
- (2) 歩道上では次のことを禁止する
 - ①歩道上に車を乗り入れ、商品の展示販売をすること
 - ②歩道上での荷捌き・荷造りを行うこと
 - ③その他支障物を歩道上に設置及び放置すること

(天災に対する処置)

第 17 条 天災、その他により本町会共同施設に重大な変化が生じたとき及び老朽
化により本町会共同施設の全面的補修あるいは立替え、再舗装が必要とな
ったときは、総会により対策を協議するものとする。

(規約の改正)

第 18 条 本規約の改正及びその他の事項に関する一切の取決めは、総会において
決定する。

付 則

本規約は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。